

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）の規定に基づく児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 2 年 8 月 1 2 日付けの児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は以下のことから、本件処分の違法、不当を主張し、その取消しを求めているものと解される。

対象児童と監護・生計関係がなくなったことが事実と異なるため。

監護・生計関係がなくなったという、私自身の意見や承認もなく一方的にご連絡をいただいている理由を知った上で、通知書に対するご回答を差し上げたい。

私自身に妻と離婚する意志や、娘の監護権をゆずるつもりは全くない。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 3月 23日	諮問
令和 3年 5月 27日	審議（第55回第1部会）
令和 3年 6月 24日	審議（第56回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項1号によれば、児童手当の支給要件について、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。

そして、同条4項によれば、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母・・・のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母・・・と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母・・・によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすとされている。

- (2) 法7条1項によれば、児童手当の支給要件に該当する者は、手当を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受

けなければならないとされており、法 8 条 2 項によれば、児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとされている。

- (3) 規則 7 条 1 項によれば、児童手当の受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長に届け出なければならないとされている。

そして、規則 10 条によれば、市町村長は、児童手当の受給資格に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を児童手当の受給者に通知しなければならないとされている。

- (4) 「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」(平成 24 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。) 第 2・1・(6)によれば、(法 4 条 4 項の引用後)「すなわち、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当するものとして取り扱うものであること。」とされている(同居優先)。

- (5) 「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成 29 年 7 月 19 日付府子本第 586 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」。以下「ガイドライン」という。) 22 条によれば、受給事由消滅届の提出がない場合においても、法 4 条 4 項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合(2号)は、職権に基づく処理を行うことができるものとされている。

- (6) 「児童手当 Q & A 集」(平成 25 年 9 月 30 日付厚生労働省児童手当管理室発行) 問 6-4 によれば、「同居優先」が適用される場

合の確認書類として取り扱って差し支えない書類として、弁護士等第三者により作成された書類等がこれに当たるとしている。

- (7) なお、局長通知及びガイドラインは、いずれも地方自治法245条の4に規定する技術的な助言に当たるものであり、その内容も本件の適用に関して、合理的で妥当なものと認められる。

2 以上を踏まえ、本件処分について検討する。

- (1) 処分庁は、母親からの本件請求を受け、弁護士が作成した本件報告書により、母親及び本児は同居しているが、請求人とは別居しており、母親は、夫婦関係調整（離婚）等の調停の申立ての準備をしていることを確認したことから、上記1・(4)及び(6)に基づき、母親について、本児の日常生活の主宰者であり、本児を監護しているものと認め、本児に係る児童手当を認定し、令和2年6月分から同手当を支給することを決定したものと認められる。

- (2) その上で、処分庁は、請求人の本件手当の受給資格は消滅したとして、規則10条の規定に基づき、その旨、本件処分通知書により請求人に通知したものと認められる。

- (3) そうすると、本件処分は、上記1の法、規則、局長通知、ガイドライン等に基づいてなされた適法かつ妥当なものであると認められ、これを違法又は不当とすることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張する。しかし、本件処分が、法令等の規定に基づき適正になされたものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適法性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に

行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹